

京都市告示第191号

京都コンサートホールの指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都コンサートホール条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和7年6月2日

京都市長 松井 孝治

臨時に開館する日

令和7年12月28日（日）	午前 9時～午後10時	大ホール
	午前 9時～午後10時	小ホール
	午前 8時～午後11時	駐車場

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）